

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

コミュニティの活性化による地域防犯の推進再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県

3 地域再生計画の区域

佐賀県の全域

4 地域再生計画の目標

佐賀県は、九州の北西に位置し、九州を東西南北に連結する地理的条件の優位性に加え、緑豊かな山々や肥沃で広大な平野など多彩で豊かな自然を有しており、東は福岡県、西は長崎県に接し、北は玄界灘、南は有明海に面している。県面積は2,440km²、人口は平成17年10月1日現在で約866千人である。

佐賀県内の平成18年の犯罪の発生（認知）件数は9,660件と、平成15年をピークに減少しているものの、10年前の約1.5倍と依然として厳しい状況が続いている。中でも、近年は自転車盗や車上ねらい、振り込め詐欺、未成年者への声かけ事案など県民の身近に起きる犯罪が増加しており、平成18年度に県が実施した「佐賀県民満足度調査」でも、今後行政が力を入れていくべき施策として、「治安・防犯」をあげている人が45.7%と約半数にのぼることから、防犯への関心が高まっている。

しかし、地域の安全については、これまでのように警察による取締りや警戒活動のみに頼るのでは解決が難しくなっており、県民自らが犯罪にあわないよう注意を払うとともに、地域全体で犯罪の起こりにくいまちづくりをすすめていくことが求められている。

このような状況の中、身近な犯罪の増加に危機感を持ったPTAや自治会、企業といった地域の組織が、防犯活動を強化させている。

特に子どもの安全に対する関心が高く、児童等が犯罪に巻き込まれることがないように、学校、PTAを中心に集団登下校の徹底や教職員による児童見守り活動、保護者付き添いによる登下校の実施、地域防犯ボランティア団体などによるパトロールへの取り組みなどの防犯活動が盛んになっている。

県では、企業が社会貢献活動の一環として行う防犯パトロールや顧客への防犯知識の普及活動を促進するため、県警と連携して、平成18年5月から「佐賀県防犯サポートネットワーク」事業を開始し、防犯活動に取り組む企業に対する犯罪発生情報の提供や登録企業の防犯活動紹介などの支援を行っている。

このような防犯活動取り組みの盛り上がりがある中、現実に子どもへの声かけなどの事件が発生した地域では、保護者や地域住民による防犯活動が非常に活発であるが、事件が発生していない地域の中には自らの問題との認識がなく、防犯活動に関心の薄い地域もあり、地域における活動に落差が見られる状況にある。また、活動が活発な地域においても、防犯ボランティア団体は、リーダー・後継者の育成問題や、金銭的負担や時間的負担感といった課題に直面している。

このような課題に対応するためには、県、市町、教育、警察等の行政組織と県民及び企業等が連携、協力して、犯罪に遭わない、犯罪の起こりにくいまちづくりを推進する必要がある。

刑法犯の中で最も多い窃盗犯のうち、半数以上が鍵を掛けずに被害に遭っていることから、県民自らが、自分が犯罪に遭わないように、鍵かけや隣近所への声かけを行うなど、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識を持つよう広報啓発活動を継続的に推進して県民の防犯意識の高揚を図り、防犯に対する県民運動化を図る必要がある。

また、既存の防犯組織の活動をさらに拡大、持続的な取り組みとして定着させるとともに、これから防犯活動を始めようとする地域の組織化を進め、ネットワークを形成する必要がある。

県は、教育、警察と連携して自主防犯組織が参加する地域懇話会を実施し、県内の防犯組織の年間活動の総まとめとして地域安全フォーラムを開催することで、現在個別に活動する防犯組織の意識の共有と情報交換、連携を図る。

更には、行政、企業、志縁組織、地縁組織、地域住民が協働して住民の目線に立

った継続性のある防犯活動の先進事例を、地域の現状・課題の調査やワークショップを通して確立し、構築された先進事例を視察会、交流会の開催や地域安全フォーラムでの事例発表、地域づくりの担い手のネットワーク化等を通じて県内全域に広く波及することによって県内における自主防犯意識の高揚とボランティア活動への参加と活性化を図り、犯罪の起こりにくい安全・安心な地域づくりを目指す。

目標	現在	平成23年度末
防犯ボランティア人口	2万3,000人	3万人

5 目標を達成するために行う事業

5 - 1 全体の概要

地域コミュニティの再生にあたって、まず、子どもが安心・安全に登下校ができるように、地域全体で子どもを見守る活動を展開する。市街地、住宅地、郊外などの生活環境毎に、地域住民が主体的に継続性のある「地域ぐるみの防犯活動」を考え実践する先進事例を志縁組織との協働により、地域のニーズ調査やワークショップを通して確立する。

また、県、市町、教育、警察等の行政組織と市民活動組織とが有機的に連携し、情報提供や防犯指導、意見交換や活動発表の機会をつくることで、「地域の安全は地域で守る」意識と安全対策を県内全域へ波及し継続的な防犯活動を支援する。

5 - 2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 地域再生方針に基づく支援措置

市民活動団体等支援総合事業（内閣府）【C2001】

住民の目線に立った継続性のある防犯活動の先進事例を確立し、普及させ

ることで、県民の自主防犯意識の高揚を図り、防犯組織の活性化及び地域の組織化を進めるために、専門的知識を持つ佐賀県CSO推進機構が中心となって、志縁組織と地縁組織とが協働して熱心に取り組もうとする地域をソフトモデル地区として位置づけた後に、ワークショップを開催し、サポートしながら、地域の特性を踏まえた、安全・安心な通学路づくりを展開する。

モデル地区の選定（3箇所）

小学校区を単位とする地区を募集し、市街地、住宅地、郊外での取り組み事例となるモデル地区を決定する。

モデル地区現地調査

モデル地区の通学路環境を現地調査し、地域の課題を抽出する。

通学路づくりに向けたワークショップの開催（各地区1回）

学校、PTA、通学路沿線住民、一般住民、地縁組織、志縁組織、NPO、教育委員会、警察、道路管理者、市町、県などが参加したワークショップを開催し、地域防犯コーディネーターを育成する。

社会実験の実施（平成19年9月、約1ヶ月）

地域防犯コーディネーターが主体となり、学校、PTA、通学路沿線住民、一般住民、地縁組織、志縁組織、NPO、教育委員会、警察、道路管理者、市町、県などが協力して、専門家のアドバイスを得ながら社会実験を各モデル地区で実施する。

防犯活動推進マニュアルの作成・普及

ワークショップ及び社会実験の結果を踏まえて、市街地、住宅地、郊外それぞれの地域特性に応じた防犯活動推進マニュアルを作成し、県内全市町、県内7箇所のCSO活動支援オフィス、公民館などへ配付し有効活用を図るとともに、事例発表会やホームページでの公開、メーリングリストやブログ・SNSなどを活用した随時意見交換が出来る環境の提供等を通じて、手法の普及を図る。

5 - 3 - 2 支援措置によらない独自の取り組み

（1）防犯サポートネットワーク事業

日頃の業務活動の中で、防犯活動に取り組む企業や団体を募集・ネットワーク化し、警察等と連携しながら、防犯意識の普及啓発や犯罪発生に関する注意喚起を行うことにより、犯罪発生や被害拡大の予防に取り組んできており、既に、県内では多くの企業や団体で警察等との連携のもと活動が行われているが、これらの活動を全県的なネットワークとして県内一円に広めることで、安全で安心して暮らしていける社会づくりが進むよう取り組んでいく。

(2) 地域懇談会の実施

教育事務所が実施する学校安全ボランティア講習会と警察署が実施するボランティア団体リーダー研修会を併せて実施し、その後意見交換の場を設けることで、各団体の意識、情報の共有化と連携を図る。

(3) 地域安全フォーラムの開催

地域の安全、特に子どもの安全が脅かされている中で、「防犯」に取り組む学校、防犯ボランティア団体、防犯サポート企業といった関係者が一堂に会し、合同研修会を開催することにより、防犯に関する知識の習得と意識の共有化を図ることで、「地域ぐるみの防犯活動」に参加する全県的な機運の醸成に取り組んでいく。

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間終了後に、佐賀県が、目標の達成状況を調査し、評価をおこなう。また、モデル地区の住民、育成した担い手、マニュアルの配付先に対し市町を通じて意識調査を行い、状況を把握し、必要に応じて事業内容の見直しを検討する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地域懇談会、地域安全フォーラムの開催

「地域の安全は地域で守る」意識と安全対策を県内全域へ波及し継続的な防犯活動を支援するため、情報提供や意見交換、活動発表の場として、教育、警察、市町等と連携して地域懇談会、地域安全フォーラムを開催し、それを地域の活動に還元する。